

【別紙2】

トライアル就農推進事業

第1 事業の内容

トライアル就農実施要領に基づき、トライアル就農者を受け入れる農業法人に対して、事業実施に必要な経費を補助する。

第2 補助事業者、補助額、補助対象期間及び補助率

補助事業者、補助額、補助対象期間及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

第3 農業法人の要件

- (1) 「トライアル就農受入農業法人登録要領」(以下「登録要領」という。)に基づき、登録された農業法人であること。
- (2) トライアル就農実施要領に基づきトライアル就農者を受け入れる農業法人であること。
- (3) トライアル就農の実施期間中は、主に農作業に従事させること。
- (4) 過去にトライアル就農者との間に、雇用関係がないこと。
- (5) トライアル就農(雇用契約)終了日が事業実施年度の3月末以前であること。
- (6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (7) 県から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。また、県から事業実施状況及び関係書類等の確認を求められた場合は、協力すること。

第4 交付金額

トライアル就農者1人の受入れに対して、10万円を交付する。ただし、トライアル就農の受入期間が受入日から起算して15日未満の場合は、対象としない。

第5 補助事業の手続きについて

1 補助金の交付の申請

補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、要綱第4条の規定により補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 指令前着手

補助事業者は、要綱第5条の規定による補助金の交付の決定に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、要綱第8条の規定により交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

3 補助事業の変更

補助事業者は、要綱第9条の規定により、補助事業の内容又は経費について、重要な変更をしようとするときは、補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助金の概算払の請求手続

補助事業者は、要綱第11条の規定により、補助金の概算払を請求しようとするときは、概算払請求書を知事に提出しなければならない。

5 補助事業の期間の変更及び中止

- (1) 補助事業者は、補助事業の実施期間を延長する場合は、速やかに県に報告し、変更届(別記様式第13号)を知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業の実施を中止する場合は、速やかに県へ報告し、中止届(別

記様式第14号) を知事に提出しなければならない。

6 補助金実績報告書

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、要綱第13条の規定により、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

7 実施状況の確認への協力

補助事業者は、トライアル就農の実施状況を確認するため、県と又は一般社団法人高知県農業会議が訪問した場合は、状況確認に協力しなければならない。

第6 補助金の返還等

知事は、要綱第14条各号又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、県は補助金の交付の決定を変更又は取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が登録要領に規定するトライアル就農カリキュラムに即した受け入れを行っていないと認められる場合。
- (2) 補助事業者の自己都合により研修を中止した場合。
- (3) トライアル就農者の受入期間が受入日から起算して15日未満であった場合。

別表（別紙2第2関係）

補助事業者	トライアル就農者を受け入れる農業法人
補助額	トライアル就農者1人に対し10万円
補助対象期間	1か月以上3か月以内 ※ただし、事業実施年度の3月末までに事業の実施が完了するトライアル就農であること。
補助率	定額